

公益社団法人八幡浜法人会 広報誌

はまゆう

2018.1 No.73



「保内町の山桜」 八幡浜市保内町



公益社団法人 八幡浜法人会



記念すべき会報 第1号 (1974年発行)

(公社)八幡浜法人会は昭和36年(1961年)税務協力団体として八幡浜市の法人企業130社の自主的任意団体を基礎としてその後、同じ趣旨のもと八幡浜税務署管内 八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡(現西予市)の企業経営者に広がり、昭和54年(1979年)社団法人化し、また平成25年に公益社団法人として会員数約830社からの会員を要する組織となっております。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正の提言や、未来を担う子どもたちへの租税教室を行うなど、税知識の普及や社会貢献を目的に活動しております。

本文目次

新年のご挨拶 (公社)八幡浜法人会会長 門田完司	2
年頭のご挨拶 八幡浜税務署長 帆足茂	3
第34回法人会全国大会・税制提言書提出	4
第31回法人会 全国大会 青年の集い高知大会	5
新規入会者のご紹介	6
八幡浜税務署からのお知らせ	7-11
税についての作文受賞作品	12-13
法人会の主な行事	14-15
えひめ結婚支援センターからのご案内	16-17
インターネットセミナーのご案内	18-19
法人会の租税教室	20
税に関する絵はがきコンクール	21
法人会アンケートシステムについて	22-23
福利厚生協力会社広告 アフラック・大同生命(株)・AIG 損害保険	

表紙の写真 「山桜の里」 八幡浜市保内町 提供 写真家 坂本ヒロシ様

保内町の西之河内の山奥に山桜の里があります。

地元の人々は農作業の合間にひっそりと咲く桜を眺め、至福の世界に浸ります。

新年のご挨拶

(公社) 八幡浜法人会 会長 門田 完司



謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申しあげます。日頃より、法人会の事業、行事へ積極的なご参加と組織の運営に対して多大なご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

去年は、公益法人移行という大きな転換点から会運営の基盤づくりに3期6年もの間、辣腕を揮っていただきました三瀬前会長が勇退され、5月の総会より八幡浜法人会の会長という大役を引き継ぎ、身の引き締まる思いです。

また、各支部、青年部会、女性部会の皆様には各行事等では大変お世話になっております。

さて、国内に目を向けますとアベノミクスの取り組みのもと経済再生、デフレ脱却に向けた進捗がみられ、こと有効求人倍率は24年ぶりの高水準となり、どの都道府県でも1倍を超えるようになりました。一方でGDPの成長率は緩やかな伸びにとどまり、雇用、所得環境の改善にもかかわらず消費は伸び悩んでおり2014年の消費税引き上げ以降、力強さを欠いた状態であり、地方においてはその傾向がより強く感じられます。

当会管内でも経営者の高齢化や後継者不在で長い間地元で親しまれた事業所の廃業には寂しさを感じる一方で新設法人も立ち上げられており、29年度は税務署、社会保険事務所のご協力を賜りながらの新設法人説明会、法人会独自での異業種交流会も開催いたしました。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」と法人会の理念にもあるように、税に関する勉強をしながら自己研鑽と共に様々なイベントを通じて地域社会へ貢献する団体でありたいと思います。

新たな取り組みとして、先日、税務署において税務署長との座談会を行い、様々なテーマで意見交換を行いました。今後も幅広いメンバーで定期的な開催を予定していますので是非ご参加頂きますようお願いいたします。

そして、法人会ならではのセミナーとして、今年度は、日本税理士会の監修のもと国税庁にも後援頂きまして作成いたしました「自主点検チェックシート活用について」をテーマに開催いたしました。企業を成長させるには売上を増やし利益をあげることはもちろんですが内部統制面の強化や経理面の質を上げることも重要な要素です。この税務コンプライアンスの向上は企業の大きな発展につながるものと思っており、さらに、複雑化する現代にとっては不可欠なものといえます。

今後とも、税に関する情報発信を中心にイベントやセミナーの開催など公益社団法人として、会員はもとより地域社会にとって「価値ある存在」へより一層努めて参ります。

結びに、会員の皆様のご健勝とご多幸、そして企業の繁栄、地域社会の発展を祈念申し上げます。新年の挨拶とします。

年頭のご挨拶

八幡浜税務署長 帆足 茂



新年あけましておめでとうございます。

平成 30 年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、公益社団法人八幡浜法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

八幡浜法人会におかれましては、「よき経営者を指すものの団体」「健全な納税者の団体」として、地域に密着した社会貢献活動、とりわけ各種説明会をはじめ、租税教室への講師派遣、「税を考える週間」における街頭税金クイズの開催など、適正な申告納税制度の実現・税知識の普及等を図るための啓発活動に熱心に取り組んでいただいております。

このような活動は、申告納税制度の下における税務行政の円滑な運営にとって、欠くことのできない大きな役割を果たしているものであり、これもひとえに門田会長をはじめとする役員の皆様のご尽力と、会員各位のたゆみないご努力のたまものと深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化や ICT の進展に伴い、複雑・困難化が加速する中で定員が減少するなど、大きな変化とともに、一層厳しさも増しております。

このような状況を踏まえますと、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という我々の使命を果たすためには、これまで以上に八幡浜法人会との連携・協調を図っていくことが必要不可欠と考えております。そのため、会員の増強、会の活性化のために、会員としてのメリット、具体的には、例えば、「税知識を得られる」「他の事業者との交流ができる」などの経営・事業面のメリットに資する事業活動に少しでもお役に立てればと思っておりますので、なお一層のご理解・ご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、国税庁の重要課題として普及・定着に努めております e-Tax につきましては、皆様方のご協力により、八幡浜税務署管内の法人税の利用割合は非常に高いものとなっております、感謝致しております。この 1 月末までに提出していただく法定調書の合計表、ダイレクト納付による納税、納税証明書のオンライン請求なども含めまして、更なる普及・定着に向けたお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

加えて、マイナンバー制度における適正な手続きの実施などにつきましても、引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人八幡浜法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

第 34 回法人会全国大会（福井大会）



平成 29 年 10 月 5 日（木）に第 34 回法人会全国大会福井大会が福井県産業会館で開催され、全国から約 1,800 名の参加がありました。

第 1 部での記念講演会は毎日新聞専門編集委員 与良 正男 氏が「今後の政治と経済の行方」という演題でご講演されました。

第 2 部記念式典では、佐川国税庁長官、西川福井県知事の祝辞に続き、全法連役員より、税制改正提言の報告と、鹿屋肝属法人青年部会による租税教育活動の報告がありました。会員増強表彰等の授彰式を経て平成 30 年度税制改正に関する提言の要旨が発表されました。

平成 30 年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

平成 30 年度税制に関する提言書提出活動

八幡浜法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映した税制提言書を、今年度、八幡浜市、八幡浜市議会、山本公一衆議院議員に提出しております。

法人会の提言活動は法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的な見直し、事業承継に関する税制の創設など中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。



八幡浜市 大城市長



八幡浜市議会 新宮議長

全国法人会総連合 第31回全国青年の集い 高知大会



第31回法人会全国青年の集い 高知大会に参加して

11月9日10日の二日にわたり全国青年の集い高知大会。今年度より青年部会長を拝命し、大会初参加となりました。2日間の大会を通じて提唱されたのは、青年部会活動の進化です。

「全国すべての単位会における租税教室完全実施」という目標を昨年達成し、「子供たちに税の使い道を考える機会を提供する」という次なる目標も加わりました。更に、子育て世代も多い青年部会ならではの、将来を見据えた活動も必要とされています。

また租税教室プレゼンテーションや部会長サミットなど、他単位会の活動を深く知る場にも参加し、新たな学びや気づきを手にすることができました。今後、八幡浜法人会青年部会の活動にもフィードバックを果たしていきます。

全国規模の大会で得られる一番の醍醐味とは何か？それは新たな出会いが得られることです。今回はそれと共に、かつての同僚や他団体で親交のあった方々との沢山の再会もあり、非常に有意義な時間をすごしました。

青年部会長 伊藤 篤司



新規入会者のご紹介

2017年1月～12月

事業者名	代表者	業 種	住 所
清水健策	清水健策	水道工事	八幡浜市松柏甲772
(株)ディライトアップ	松本加寿	生命保険代理店業	八幡浜市松柏丙682番地1
屋外広告のプラス	高橋賢治	看板広告	八幡浜市1475
真網代青果(株)	井上雅仁	青果物卸売	八幡浜市真網代丙600番地1
(株)美ゆき	丸井俊史	飲食店	西予市宇和町卯之町3丁目339番地
(株)イヴェット	亀島直美	小売業	西予市三瓶町二及2-752-1
(株)中田工務店	中田隆洋	建築・水産資材・防鳥ネット	保内町宮内4番耕地34番地1
(株)浦田建築	浦田貴志	建設業	西予市城川町男河内1629番地1
若宮水産	宮本利春	漁業	八幡浜市栗野浦214番地
(有)八代機工	朝倉清和	船舶機関修理業	八幡浜市八代乙463番地69
(有)タカハシ	水野豊	介護事業	八幡浜市1510番地53
奥電(有)	恩地裕子	電気工事	八幡浜市産業通16番37号
福島産業(有)	福島大蔵	チリメン採取・石材加工	西宇和郡伊方町川之浜1147番地1
(株)シモコウ	大川誠	木材加工	西予市宇和町大江77番地
(株)媛すい	笹田幸宏	水産業	西予市三瓶町津布理964-1

ご入会ありがとうございます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

公益社団法人
八幡浜法人会会員の皆様へ

八幡浜税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が出来ます～

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まっています。平成28年分の確定申告者数は全国で約2,169万人、そのうち還付申告書の提出者は約1,258万人で、還付申告をする会社員の方も数多くいらっしゃいます。

そこで、御社の社員の皆様に国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」（平成30年1月4日（木）から4月2日（月）の間開設予定）をご案内したいと考えております。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を入手することができるほか、申告書作成にとっても便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけます。

つきましては、別添「あなたの確定申告をサポートします～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方」に掲載しておりますので、ファイルをダウンロードの上、社員の皆様に配付又は回覧などにより情報提供していただければ幸いです。その際、社内LAN等がありましたら、電子掲示板に掲載するかメール配信するなどの方法でお知らせしていただければと存じます。

なお、ファイルは、国税庁ホームページへのリンク設定の有無等により、以下の7種類を提供しております。

ファイル形式		HTML	Microsoft® Word	PDF	テキスト
リンク 設定	有	○	○	○	○
	無		○	○	○

※「Microsoft® Word」は、米国 Microsoft Corporation の、米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

また、国税庁では、電子政府実現の一環として、インターネットを利用して申告や納税ができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及拡大に努めており、特に申告件数が多い個人の方々に利用していただけるよう、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に向け、更に便利で使いやすいものにするための様々な改善措置を講じておりますので、御社の社員の皆様への情報提供を確定申告と併せてお願いいたします。

おって、社員の皆様への情報提供は、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間の末日である平成30年3月15日（木）には終了していただくようご留意願います。

※「確定申告特集ページ」へは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からアクセスできます。

【問い合わせ先】

八幡浜税務署 法人課税部門
担当：越智 TEL：0894-22-0802

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ 医療費控除の還付申告
- ・ 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告についての重要なお知らせを掲載しています。例えば、

- ① 平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります（e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。）。
- ② 医療費控除の変更内容に関するお知らせ。
- ③ マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより申告手続を行う場合に必要な手続き

といった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。



■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 24時間いつでも使えます。
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。
- ・ 作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんないいことがあります。



※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ (www.e-Tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付
(メンテナンス時間を除きます。)

■そのほかにもできること、いろいろ

- ・ 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- ・ 確定申告の手引きをダウンロードする。
- ・ 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- ・ 税務署の所在地等を調べる。

■動画で分かりやすく解説

インターネット番組（Web-TAX-TV）では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

八幡浜税務署からのお知らせ

○ 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

所得税及び復興特別所得税や、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告が始まります。

申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

申告書はできるだけご自分で作成して、お早めに提出してください。

八幡浜税務署内の確定申告会場は次のとおり設置しています。

設置期間：平成30年2月16日（金）から3月15日（木）までの平日

受付時間：午前8時30分から午後4時まで

※ 混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

相談開始：午前9時から

（注）駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

平成29年分の申告と納税は、

所得税及び復興特別所得税

平成30年3月15日（木）

個人事業者の消費税及び地方消費税

平成30年4月2日（月）までです。

○ 電話による申告相談をご利用ください！

平成30年1月18日（木）から3月15日（木）まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月18日（日）及び2月25日（日）のみ、電話相談を行っております。

最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、管轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。

○八幡浜税務署 人事異動情報（平成29年7月10日付）

官職	転入者		転出者	
	氏名	旧所属部門署等	氏名	新所属部門署等
署長	帆足茂	大阪局 酒類業調整官	藤川伸一	高松局 課税部
総務課長	中矢勝敏	高松局 総務部	中岡正明	高松局 税務相談官
管理運営部門統括官	上田吉朗	新居浜署 管理運営部門	石上勲	退職

○ マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書や申請書等を提出する際に、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

平成29年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類（例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など）の提示又は写しの添付が必要です。

申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。

○ 確定申告は自宅等から便利なe-Taxで！

1 自宅等からネットで申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出（送信）できます。

2 添付書類の提出を省略

所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがありますので、保管していただく必要があります。）

3 還付がスピーディー

自宅や税理士事務所からe-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

4 24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。（メンテナンス時間を除く。）

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

○ 医療費控除の提出書類の簡略化について

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

○ 贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成29年1月1日から平成29年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

平成29年分の贈与税の申告と納税は平成30年3月15日（木）までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているパンフレットをご覧ください。

○ 納税は振替で

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な預貯金口座からの振替納税をご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名（フリガナ）、金融機関名、預貯金種別、口座番号等を記載の上、金融機関への届出印を押印して、税務署又は取引先の金融機関へ提出すれば、あなたの預貯金口座から自動的に納税できます。

なお、既に振替納税を利用している方で金融機関などを変更される場合、新たに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となります。

「預貯金口座振替依頼書」用紙は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」中にある「振替納税の新規（変更）申込書」の様式をご利用いただくか、税務署の窓口にも用意しています。

○ 振替納税の口座振替日

確定申告による所得税及び復興特別所得税の口座振替日

振替納税を利用する場合・・・平成30年4月20日（金）

確定申告による消費税及び地方消費税の口座振替日（個人事業者）

振替納税を利用する場合・・・平成30年4月25日（水）

※ 預金残高の確認をお忘れなく！ ※

お問い合わせ先：八幡浜税務署 電話0894-22-0800

「平成 29 年度 中高生による税の作文表彰活動」 八幡浜法人会長賞受賞者



川之石高校 武政 肖さん（右より2番目）



瀬戸中学校 阿部 莉子さん（中央）

八幡浜法人会長賞

「税について」

税の作文入賞作品「高校生の部」

愛媛県立川之石高等学校 三年 武政 肖


「税」と聞いて、私が一番最初に思いつくのは消費税である。そもそも税金はどこで使われているのだろうか。調べてみると、学校を作ること、教育のため、救急車の出動、警察が治安を守るためなど、いろいろなところで税金は使われているようだ。

一つ、私が気になったところは「救急車の出動」である。私たちが急に体調を崩してしまったり、命の危機の時に駆けつける救急車は一回の出動につき、税金がつかわれなければいくらかかっているのだろうか。調べてみたところ――九番通報から病院までにかかるお金はおよそ四万円強かかる。つまり私たちは自分たちが払っている税金のおかげで急に体調を崩したとしても無料で救急車を呼べるのだ。

しかし、近年では「酔ったから家まで送ってほしい」という理由で救急車を呼ぶ人がいるという。救急車はタクシーではない。それに、「酔ったから」という理由で救急車を呼ぶことにより、四万円強の税金が使われるのである。救急車は名の通り、急いで救う車である。命を救うために一分一秒を争っている。「酔っている」などの理由で救急車を使われると本当に救急車を必要としている人が使えない。そんな自分勝手な理由で税金を無駄にしている。それだけではない。もしかすると必要ではないのに救急車を呼び、本当に必要としているのに呼んだとしても、救急車が現在出動しているから遠くからくる救急車を呼ぶことになるかもしれない。そうすると救えるはずであった命が間に合わなかった。という事態に陥る可能性は十分にあるだろう。

税金は自分の私利私欲のために使われるものではない。税金を払うことで皆のためのサービス、施設などでもできるのだ。

私はまだ高校生で払っている税と聞いてピンとくるのは消費税のみだ。だが、働き出しているような税を払いだしたときに、自分勝手な理由で税金が使われるのはたいへん嫌である。生活を豊かにするための税金だ。本当に必要なことに使って欲しいと強く思う。



八幡浜法人会長賞

「税金と私たちの暮らし」

伊方町立瀬戸中学校 三年 阿部 莉子

私たちは、毎日おいしい給食をおなか一杯に食べています。この給食費の一部も税金で賄われていることを知りました。私たち中学生にとって消費税以外は、直接の関係が無いように思えます。しかし、このように実は身近な生活の中で税金の恩恵を多く受けており、深く関わっているのだということを実感しました。

私たちが学校で学習するということは、ノートや筆記用具などの私物以外は税金で賄われているということです。

私たちの活動は、多くの人たちに「税金」という形で支えてもらっています。教科書も机やいすも全て税金で揃えてもらっているからです。

私たちは、「租税教室」で税理士さんのお話を聞く機会がありました。その時に、税金の種類や納税の仕方、使われ方などを改めて学習しました。その学習によって、私たちの暮らしには、税金が重要な役割を果たしていることを再確認することができました。

私たちは、これまでも税について何度か学習したことがあります。しかし、まだ税金について直接の関係が少ないので、学習した内容を忘れてしまっていることが多かったです。このように何度も学習を繰り返すことによって、よりよい納税者になっていくのだと思いました。

税理士さんから聞いた話の中で最も印象的だったのは、歳出の中で教育費にかかる割合が想像していたよりも多かったことです。大人の皆さんが一生懸命に働いて納税したお金が使われていると思うと、私たちへの期待が大きいことを感じます。

明治時代の「富国強兵政策」の一つとして学制がありました。当時は、今のような義務教育ではありませんでした。もちろん教育費も無償ではありませんでした。そのため、貧しい人たちは学校で学ぶことができませんでした。学ぶことは、国を豊かにすることにつながります。それは、昔も今も変わらないと思います。義務教育の無償化は、これからの社会を背負っていく私たちに未来の日本を託しているからだと思います。私たちは、その期待に応えるように学校生活を充実させなければならないと思いました。

今の私たちは税金に支えてもらっていることが多いです。納税は、国民の義務だからという理由だけではなく、将来は今の恩返しをするような、よりよい納税者でありたいと思っています。そして、私が学んだ税のことを身近な人たちに伝えられるようになりたいです。

行政にお願いしたいことは、人々の温かさが詰まった税金を無駄なく使ってほしいということです。無駄でないことには、惜しみなく提供する気持ちになるとと思います。自分たちの暮らしが豊かになることを実感すれば、納税に少しの不満もなくなると思います。税金で私たちの暮らしが豊かになることを願っています。

主な法人会行事のご紹介 (H29.4~12)

説明会・研修会



新設法人説明会

支部税務研修会 (消費税軽減税率制度説明会)
伊方支部 (6月29日 伊方町商工会館)
西予支部宇和分会 (7月20日 宇和パーク)
保内支部 (7月31日 ゆめみかん)

新設法人説明会 (大洲喜多法人会共催)
会場 八幡浜税務署会議室 (10月17日)



源泉所得税年末調整説明会 (八幡浜)

源泉所得税年末調整説明会
伊方会場 (11月14日 伊方中央公民館)
西予会場 (11月15日 西予市役所)
八幡浜会場 (11月16日 八幡浜市民スポーツセンター)

セミナー等



中小企業会計啓発・普及セミナー

初級複式簿記講習会 (計16回の講座)
八幡浜商工会館 (9月~11月)
八幡浜商工会議所・中小企業相談所・八幡浜青色申告会共催
講師 酒井昭太先生 (八幡浜高等学校教諭)

中小企業会計啓発・普及セミナー
「企業の継続成長を目指す会計」
講師 山内実氏 (税理士)
会場 八幡浜商工会館 (9月26日)



パソコン講座

八幡浜法人会 パソコン講座
「パワーポイント入門コース」
講師 能田幸生氏 福田豊和氏
会場 八幡浜商工会館 (10月4日)



税務セミナー

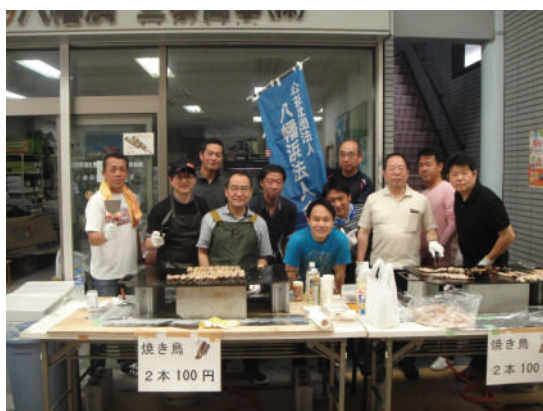
税務セミナー「自主点検チェックシートの活用について」
講師 八幡浜税務署法人課税部門統括官 越智則勝氏
会場 八幡浜センチュリーホテルイトー (11月28日)

広 報 事 業



地域社会への貢献活動

税を知る週間 PR 活動
女性部会による税金クイズ、花の苗プレゼント
八幡浜市銀座商店街（11月8日）
八幡浜間税会・八幡浜青色申告会共催



福祉の集い

第30回福祉の集いへの参加
青年部会による焼き鳥販売他
八幡浜市新町ドーム周辺（5月21日）
売り上げの一部を八幡浜市ボランティア協会を通じて寄付



諏訪崎清掃活動

諏訪崎清掃活動（八幡浜法人会後援）
「赤ガニのお産ルートを助けよう守ろう」
環境マイスター水元氏の環境講座
場所 八幡浜市諏訪崎海岸（5月27日）



献血事業

献血事業（西予支部野村分会）
西予支部野村分会による献血事業
献血者に記念品贈呈
場所 西予市野村町 野村公会堂（6月27日）

協賛
きなはいや伊方まつり
西宇和郡伊方町役場前埋立地（7月30日）

奥地の海のカーニバル
西予市三瓶町（8月13日）



本気でしようや縁結び 幸せつくる 八幡浜の婚活

1対1のお見合い事業

愛結び

えがお きっと見つかる愛顔のご縁。

「愛結び」は会員制のお見合いシステム。
結婚を希望する男女の個別の出会いを
えひめ結婚支援センターが
サポートします。



えひめ結婚支援センターとは

愛媛県が少子化対策の一環として(一社)愛媛県法人会連合会に委託し
開設した公的機関で、結婚を希望する男女に出会いの場を提供しています。

親御さん、
ご親族による
代理登録も
できます。

※詳しくは裏面を
ご覧ください。

入会申込書を
利用して
ご登録できます。

※入会申込書が必要な方は
「愛結びコーナー」に、お申し
出ください。

登録
受付中!

ホームページもご覧ください

愛結び

検索

<https://www.msc-ehime.jp/aimusubi/>



便利なアプリ
ができました!



愛結びシステムのユーザー向け

ひめring 愛結び

要会員登録



八幡浜市



えひめ結婚支援センター

Ehime Marriage Support Center



一般社団法人 愛媛県法人会連合会

会員登録受付中!「愛結び」で愛顔のご縁を!

愛結びに登録するには2つの方法があります!

入会申込書に必要事項を記入し、「愛結びコーナー」へ電話連絡

*入会申込書はえひめ結婚支援センターまたは各地区「愛結びコーナー」までご請求ください。

パソコンまたは携帯からえひめ結婚支援センターホームページにアクセス「愛結び」から入会申込み、来所予約

登録に必要な書類等を揃えましょう

- 本籍地の各市町村長が発行する「独身証明書」※1(戸籍抄本での代用可)
- 健康保険証(本人および勤務先の確認)
- 写真付きの身分証1点(運転免許証、パスポート、写真入り住基カード)
- 閲覧用写真1~2枚(本人のみが写り3ヶ月以内に撮影されたもの。上半身でL判程度の大きさのもの。任意で全身写真1点も追加できます)

※ 証明書類はコピーを頂いてからお返しします。



書類等がすぐ揃えられない場合も対応いたします。各地区「愛結びコーナー」までお気軽にお問合せください。

来所予約を入れた愛結びコーナーで登録

※1 独身証明書の発行については本籍地の市町村にお問合せください。

お相手の情報を見て、申し込むには!

愛結びコーナーでの閲覧を予約

愛結びコーナーで、お相手の情報を閲覧

※本人以外の閲覧はできません

希望の方がいればお申込み(第3希望まで可能)

お引合せ!

センターからお相手へ意思確認

愛結びサポーター※2が日時等を調整

お引合せ

交際フォロー

※2 愛結びサポーターとは、愛結び事業において研修や認定を受けた上で1対1のお引合せや交際フォロー等を行って頂くボランティアです。



登録について

- ① 本人による登録が困難な場合は、民法において定義された親族に限り、本人自筆署名の委任状を持参し代理登録することも可能です。
 - ② 登録にあたってはHP掲載の「えひめ結婚支援センター愛結びご利用にあたって」を必ずご確認ください。
 - ③ 登録内容に偽りや倫理マナーに反する行為が認められた場合は、登録をお断りします。
 - ④ 愛結びのご利用には、インターネットに接続できメールができる携帯(スマホ)またはパソコンが必要です。
- ※愛結びコーナーの開設時間等はホームページをご覧ください。

ホームページにアクセス

<http://www.msc-ehime.jp>

便利なアプリ
ができました!



愛結びシステムのユーザー向け

ひめring 愛結び

要会員登録

費用について

入会登録料 / 10,000円

(2年間有効です。登録時にお支払いいただき、退会時の返金はございません。)

引合せ時 / 2,000円

※お茶代1人1,000円(場所を提供したお店にお支払い)、愛結びサポーター交通費1人1,000円をご負担いただけます。

お問い合わせ先

えひめ結婚支援センター 南予事務所

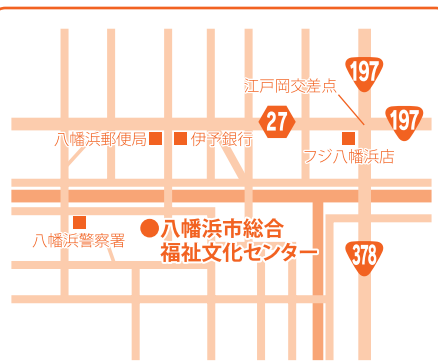
〒795-0054 大洲市中村長畑210番地39
尾張屋ビル2F

Tel:0893-57-6705

八幡浜市役所

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所

Tel:0894-22-3111



南予地区八幡浜「愛結びコーナー」

八幡浜市広瀬2-1-13

八幡浜市総合福祉文化センター 1F

TEL 0894-24-1822

受付時間

ホームページをご覧いただくか、各地区の愛結びコーナーまでお問合せください。

法人会の
ホームページより
ご覧いただけます

インターネットでセミナー視聴 **《無料》**

インターネット・ セミナー

お薦めプログラムのご案内

インターネット・セミナーはパソコンやスマホ・タブレットなど*を使い、映像コンテンツを視聴することにより、様々なセミナーを受講したり経営情報が取得できるサービスです。

*スマホ・タブレットは一部の機種では対応しておりません。

こんな方に最適です

セミナーを受講したいけど
忙しくて時間がない！

24時間いつでも
ご利用いただけます。

継続的に社員研修を
行いたい！

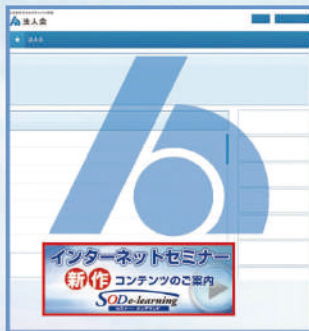
勉強会（社内研修）
などに
ご利用いただけます。

受講したいセミナーが
開催していない！

450本以上の豊富な
ラインアップから
自由に選べます。

視聴方法

▶法人会ホームページ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶IDとパスワードを入力



▶セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナー TOP 画面を開きます。

【ログイン手順】

- ①赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ②IDとパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③視聴したいセミナーを選択
- ④「動画を見る」ボタンをクリック
- ⑤セミナー視聴画面へ



▶インターネット・セミナー TOP 画面



▶セミナー視聴画面

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載



■経営 ■実務家 ■労務 ■税務・経理 ■法律 ■政治・経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル

八幡浜法人会よりインターネットセミナーのご案内

公益社団法人 八幡浜法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<http://y-hojin.jp.org/>

八幡浜法人会 検索で検索いただけます

ログインはこちら

検索

397タイトル
2604ムービー

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID: ●●●●●● パスワード: ●●●●●● ログイン

視聴は無料です

給与計算担当者が
知っておかなければならない源泉のしくみ

1. 月例給与
2. 賞与
3. 年末調整
4. 退職金

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは **会員ID:hj3113 パスワード:6250**

会員の方は490タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め NEW ★ 徳川家康に学ぶ
事業承継の最強モデル

経済評論家 大阪経済大学客員教授
岡田 晃

お勧め ★ 今日からできる明るいコストダウン
～会社の経費を無理なく削減する方法～

株式会社コストダウン 代表取締役
片桐 明

お勧め ワンランク上の電話対応マナー
～苦手意識を克服する6つのポイント～

有限会社オフィスオオイ代表取締役
大井 澄子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	電話対応マナー《パート1》	大井 澄子	36分	一般経営	安売りと過度の客迎いが 低生産性の元凶！	田中 英司	104分
	ビジネスマナーの基礎講座	高久 尚子	86分		今、理解しておくべき AIの基本と活用法	阿部 満	46分
	これだけは知っておきたい ビジネスマナー(1)(2)(3)(4)	山本 衣奈子	172分		今日からできる明るいコストダウン	片桐 明	42分
	感情マネジメント	高村 幸治	7分		「まさか!?」の挑戦 中国大陸でランドセルを売る	北 宏志	42分
	社員を活性化する ストレスフリーな組織づくり	石川 アサ子	103分		身近な法律トラブル： ★ トラブルの解決と予防	加藤 美香保	8分
実務家	NEW ★ 日本発、 世界をつなげるハブ事業へ	古田 奎輔	72分	税務・経理	NEW 新しい金融サービス フィンテック	羽出山 里江	44分
	NEW “四方よし”で会社経営を	宮崎 正男	73分		★ これまでの これからの金融機関 資金調達前に知っておくべきこと	鶴沢 裕	50分
政治・経済	NEW 今後の注目銘柄と、 株式投資のあり方	千葉 明	92分	労務 スタイル	リスクを減らしてピンチをチャンスに 変える会社のつくり方(前編)	藤堂 武久	25分
	デフレ脱却と金融・財政政策	渡辺 努	80分		★ 大人のマナー 「香り使い」	平田 幸子	23分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
 (★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは公益社団法人 八幡浜法人会事務局まで **TEL:0894-24-6250**

法人会の租税教育活動

法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」の基本理念に立脚し「租税教育活動」を大きな柱と位置付け青年部会を中心に積極的に推進します。

『租税教育』の目的・意義は、次代を担う児童・生徒ならびに一般社会人が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることです。

【租税教室】では、最初は「税金は必要ないのでは」と考えていた児童・生徒が、最後には「税金は色々な公的サービスの費用を賄う上で必要だ」と理解し、『租税教育』として成果をあげています。

また、講師陣の創意工夫により年々、進化し続けており、たいへん高い評価をいただいております。

平成 29 年 1 月～ 12 月実施 租税教室 12 校



宮内小 三瀬さん



三瓶小 和氣さん



H28年度		
愛宕中学校	福岡勝也	1月27日
保内中学校	竹井伸夫	1月31日
宇和町小学校	和氣宗一郎	2月1日
明間小学校	事務局	2月7日
白浜小学校	氏間貴則	2月10日
真穴中学校	三瀬康弘	2月13日
日土小学校	水内大介	2月15日
宇和高等学校	三瀬康弘	3月3日
H29年度		
神山小学校	谷口幸治	11月30日
宮内小学校	三瀬康弘	12月7日
保内中学校	竹井伸夫	12月15日
三瓶小学校	和氣宗一郎	12月20日

「税に関する絵はがきコンクール」

八幡浜法人会女性部会では、小学生への租税教育活動として、昨年度より、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

租税教室などを通じて、学童に”税の大切さ”や”税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を”絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらうことが目的です。

平成28年度は神山小学校、三瓶小学校より応募いただき、厳正な審査の結果、三瓶小学校の酒井李緒さん（当時6年生）が最優秀賞に選ばれました。

平成28年度税に関する絵はがきコンクール 選考結果発表



最優秀賞
西予市立三瓶小学校 酒井 李緒さん



税務署長賞
西予市立三瓶小学校 菊池祥平さん



法人会長賞
八幡浜市立神山小学校 山中里乃さん



女性部会長賞
八幡浜市立神山小学校 山下 純さん



青年部会長賞
西予市立三瓶小学校 磯崎美陽さん

たくさんのご応募ありがとうございました。



主催
後援

公益社団法人八幡浜法人会
国税庁



法人会アンケート調査システム

新規登録にご協力ください

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。



平成28年9月 公益財団法人 全国法人会総連合



アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1~2件のペースで調査をしています。

最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を
ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

*平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、回答数は約1200件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 * ()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査
(東京都、H25/12)

事業承継
(慶応大学大学院、H25/10)

法人会アンケート調査システム 新規登録方法



- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のバナーをクリックします（右図）。



3

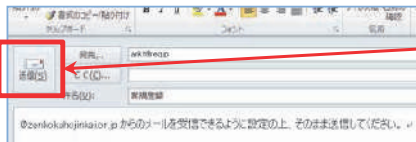
法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

4

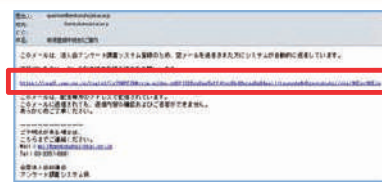
メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jpからのメールを受信できるように設定してから送信してください。



送信

5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクをクリックしてね。

6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記 ④ の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2か月に1～2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後にご回答をお願いいたします。
なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



■お問い合わせ先 全国法人会総連合 アンケート調査システム係 Mail : mail@zenkokuhojinkai.or.jp Tel : 03-3357-6681

謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

平成三十年



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

松山支社

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

広げよう
企業保障の
大きな傘を

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にクわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約54.9%

>

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

大同生命保険株式会社

四国支社 松山営業部/愛媛県松山市三番町4-12-4
TEL 089-921-7391

AIG損害保険株式会社

松山支店/愛媛県松山市三番町4-8-11
(富士火災松山ビル6F) TEL 089-946-3815